○法務省告示第四百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 ［略］ ロ　［略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 ［同上］ ロ　［同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
新栄産業株式会社	広島県尾道市因島重井町五千十二番地	建具製作、家具製作
［略］		

名称	所在地	実習内容
［略］		
有限会社高田鉄筋	北海道中川郡幕別町札内みずほ町百四十三番地百六	鉄筋施工
［略］		

名称	所在地	実習内容
［同上］		
新栄産業有限会社	広島県尾道市因島重井町五千十二番地	建具製作、家具製作
［同上］		

名称	所在地	実習内容
［同上］		
有限会社高田鉄筋	北海道帯広市大通南十一丁目五番地	鉄筋施工
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］